

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人阿北福祉会（以下「この法人」という。）の定款第9条、第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、社会福祉法第45条の8第4項において定める報酬であつて、費用とは明確に区分されるものとする。
なお、社会福祉法第45条の35第1項に基づき、民間事業者の役員の報酬及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮するものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む。）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員及び評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員に対しては役員会出席、その他必要の都度、定額を支払うことができる。
- 3 評議員には、定款第9条に定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。
- 4 職員の理事である者は無報酬とする。

(報酬等の額の決定)

第4条 役員に対する報酬は、別表1「役員の報酬」に定める額を支払うものとする。

- 2 評議員の報酬等は、定款第9条に定める金額の範囲内において、別表2「評議員の報酬」に基づき支払うものとする。

(報酬等の支払方法)

第5条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第6条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅延なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公 表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 役員報酬

役員会出席の都度、報酬として1人一律8,000円

その他必要の都度、報酬として1人一律4,000円

別表2 評議員報酬

評議員会出席の都度、報酬として1人一律8,000円

その他必要の都度、報酬として1人一律4,000円